

原告意見陳述書

原告 関 千枝子



- 1 私は1932年3月、満州事変の翌年に生まれました。平和の日を一日も知らないまま育ち、敗戦の日を迎えた世代です。女学校2年生、13歳の時、広島で原爆にあい、動員され作業をしていたクラスは全滅、たまたま学校を休んでいた私は生き残りしました。以来、私は命の問題を考え、恒久平和と民主主義の世をつくるのが生き残された者の使命と思い、生きてまいりました。
- 2 その後、私は、私の級友たちが、準軍属と認定され、「最年少の英霊」（当時そう言われました）として靖国神社に合祀されていることを知りました。このことを知った時、私は衝撃を受けました。靖国神社は、戦死者を「英霊」として褒めたたえ、国の守護神として「神」として祀っているところです。原爆で無残な死をとげた年若い少年少女たちが、なぜ「戦の神」か。
私は、8月6日たまたま学校を休むという奇跡がなければ、間違いなく、今「靖国の神」（英霊）となっております。これは他人ごとではありません。私はこの訴訟の原告になったことを「（英霊）本人による訴訟」「（英霊）本人による異議申し立て」と思っております。
- 3 戦中、私たちは、「命は鴻毛のごとく軽いもので、勇ましく戦い死ぬことこそが日本の男。女は、夫も子どもも、喜んで戦争に送り出さなければならぬ」と教えられました。戦死の通知は「おめでとうございます」の言葉で伝えられ、人前で泣くことも「非国民」とされ許されませんでした。戦死者を出した家には「誉の家」という札が貼られ、どんなに辛くても英雄の家の人間として笑顔を絶やさず、靖国神社に入れていただきありがとうございますと言わなければならなかったのです。そして、私たちは、戦争をすれば国は強く豊かになると信じ、相手の国の人びとにも、多大の苦しみを与えているなど、考えたこともありませんでした。
戦後、私たちはそんな国の在り方を改め、もう戦争は絶対にしない、命こそ尊いものと肝に命じたはずです。
しかし、靖国神社は、今も、あの戦争を聖戦とし、死者を称えております。私は、せめて、合祀を嫌と思う人を靖国から外に出すべきだ、合祀から取り下げるべきだと思ったのですが、靖国神社はそうしたことを一切認めません。戦前と同じで、ひとりの例外も許さないところだ、ということが分かりました。戦前の軍国主義日本と全く同じ思想のこの神社に、私は、恐怖を覚えます。
- 4 私は、戦後になって、戦前の日本の軍国主義思想が全く間違っていることに気づきました。そして、戦後70年、大新聞の記者として13年、市民の運動家として10数年、女性専門紙の記者として27年、さまざまなことを取材して書きましたが、一貫して「絶対平和、人権、民主主義」の視点で書いて来た

と思っております。それは戦中、あの戦争の本質に気づかなかった自分への怒りであり、あのような時代は再び繰り返したくない、再び子どもたちを「少国民」にしたくない、という思いからです。原爆で死んだ友への贈りものは、核兵器を廃絶することであり、戦争をしない国であり続けることと思いました。友を「軍神」にすることではありません。

友の靖国合祀を知ってから40年あまり、靖国神社について考え続けました。そして、「政教分離＝憲法20条」の大切さに気づきました。戦前、徹底的に叩き込まれた軍国主義思想、それは、宗教以上の国民道徳・国家神道として教え込まれました。日本は祭政一致の国であり、これを否定することなど到底できませんでした。忠君愛国、滅私奉公、八紘一宇、そうした思想が、徹底的な国粋教育のなかで自然に叩き込まれ、戦争の悲惨さなど考えることもできない人間が作られていきました。この歴史を真摯に反省するとき、「政教分離」が国家神道の否定であり、憲法9条と表裏をなす、非常に重要な平和思想であることを痛感しております。

- 5 昨年12月、安倍首相は靖国神社を公式参拝いたしました。私は怒りに震えました。靖国への公式参拝は、小泉元首相の時に各地で違憲訴訟が行われ、福岡地裁、大阪高裁でその違憲性が確認されております。その事実を知りながら、平然と参拝するのは、憲法20条＝政教分離思想への敵視です。また、国の首相が憲法を無視するのは憲法99条違反です。法治国家の首相として恥ずかしい言動です。そして、それは、歴史逆行であり、安倍首相はこの国を「戦争をする国」にしたいのだということを、ひしひしと感じ、心を引き裂かれる思いです。

安倍首相は「戦後レジーム」の終焉を言います。それは戦前の軍国主義「強い日本」の再現にはかなりません。教育体制の改変、秘密保護法、集団的自衛権など、今、安倍首相のやろうとしているすべてのことが、憲法の平和的生存権、基本的人権の思想に違反しており、絶対に許せません。

その凝縮がこの靖国参拝（政教分離違反）です。「戦後民主主義」を大切に生きてきた私の心はずたずたに切り裂かれております。

以上

添付写真

- 1 集合写真（1944年5月撮影）
広島第二県女1年時の2クラスの集合写真。「↓」印が原告。
顔が写っているのは被爆死した生徒。
「×」印を付けた者は作業中被爆した中で唯一の生存者。
- 2 原告写真（1945年1月撮影）
広島の写真館にて撮影したもの。



